

# 民国連携による間伐材の有利販売について

上北森林組合 ○相内 貢  
三八上北森林管理署 三浦利樹

## 1 はじめに

近年、戦後に植林した人工林で間伐が必要な箇所が増えていますが、木材価格の低迷などから間伐が進まず、いかにコストを下げて間伐材を有利に販売するかということが課題になっています。

そこで今回、国有林と民有林が隣接する箇所で、路網や土場を共有し、素材のロットを大きくすることにより、有利販売につなげようという民国連携の取組みを進めているので、その経過を報告するものです。

## 2 上北森林組合の概要

上北森林組合は、平成12年10月1日に、旧十和田湖町森林組合、旧天間林村森林組合、旧北部上北森林組合が広域合併をして発足しました。

組合員数は、1,600名、出資額は2億387万7千円です。

主な事業は、林産事業、加工事業、建築事業となっており、年間の素材取扱量は約1万8千m<sup>3</sup>、森林整備事業は、植林・下刈・除間伐など約4百haを実施しています。

## 3 取組みの背景と経過

### (1) 間伐材販売連携研究会の立ち上げ

間伐が進まない理由としては、木材価格の低迷により間伐しても利益にならない、また民有林では小面積の箇所が多いため、個々に間伐を実施すると、機械の運搬など経費がかかり増してしまうということがあげられます。このような中、少しでも間伐が進められないかと考えていたところ、国有林と民有林が連携して間伐材を有利販売する実証実験を共同で行いたいとの提案があり、取り組むことになりました。

民有林と国有林の事業の進め方等について情報交換・調整を行うため、平成21年12月に関係者からなる「間伐材販売連携研究会」を立ち上げました。(表-1)

メンバーと役割については、東北森林管理局青森事務所と三八上北森林管理署は、国有林の間伐候補地の選定、関係団体等と連絡調整、青森県森林組合連合会は、市況調査や情報提供、東北町森林組合と上北森林組合は民有林の間伐候補地の選定と森林所有者への交渉に当たりました。このほかオブザーバーとして、日本森林林業振興会青森支部、青森県森林整備事

表-1 研究会メンバーと役割分担

～間伐材販売連携研究会メンバー～	
東北森林管理局青森事務所 三八上北森林管理署	⇒ ・国有林候補地の選定 関係機関との連絡調整
青森県森林組合連合会	⇒ ・市況の調査及び情報提供
東北町森林組合 上北森林組合	⇒ ・民有林候補地の選定 所有者との交渉
オブザーバー	
日本森林林業振興会青森支部 青森県森林整備事業協同組合	⇒ ・採寸方法及び集材路作設 への助言

業協同組合が、素材の採材方法や集材路の作設への助言を行うこととしました。

(2) 実施箇所の選定

実施箇所の選定に当たっては、民有林については、①平成22年度の間伐予定箇所で間伐が実施可能であること、②効率的に間伐ができるよう箇所の集約化が可能であること、③国有林に隣接した箇所で個々の集材路が接続可能であること、④森林所有者が間伐を実施する意志があることを条件としました。(表-2)

国有林についても、民有林に隣接する箇所で間伐齢級にあり、団地化が可能な箇所を選定し、民有林・国有林双方で調整を行った結果、国有林は青森県上北郡七戸町東天間館国有林1401林班、民有林は七戸町字五庵ノ下11林班を対象に実施することとしました。

表-2 実施箇所(民有林)の条件

1・平成22年度の間伐予定箇所で、間伐が実施可能
2・箇所の集約化が可能で、効率的に間伐ができる
3・国有林に隣接した箇所で、個々の集材路が接続可能
4・所有者が間伐を実施する意志がある

国有林を管理する三八上北森林管理署では、平成21年度が森林計画(伐採計画)の樹立年であり、間伐予定箇所を柔軟に選定できたため、青森県七戸町と東北町の2地域を対象に民国連携の取組みを行うこととしました。

(3) 森林所有者との交渉

間伐候補地が決まりましたが、民有林については間伐の実施について個々の森林所有者の了解を得る必要があります。そこで平成22年3月から該当する17名の森林所有者について個別に訪問し、間伐の実施について、①森林所有者ごとの林況に合った間伐の必要性、②事業箇所を集約化することで間伐の経費が安くなる、③造林補助金が受けられる、④国有林の山元土場や作業路を利用することで搬出経費が安くなる、⑤国有林と民有林の丸太を山元土場で一緒に販売することでロットが大きくなるので価格が期待できること、などを説明し理解を求めました。

その結果、同意の理由として、①個々の負担金がなければ間伐をお願いしたい(5名)、②林齢が50年以上の木もあるのでお金にしたい(6名)、③自分が高齢で間伐作業ができないのでお願いしたい(5名)、などをあげ、全員の同意を得ることができました。

(4) 間伐の実施

間伐の実施にあたり、民有林・国有林とも森林調査を行った結果、間伐面積・伐採量・素材生産予定量は(表-3)のとおりでした。それぞれ、国

表-3 実施箇所の現況

区分	国有林	民有林
実施箇所	青森県上北郡七戸町東天間館国有林 1401林班い6小班 外4箇所	青森県上北郡七戸町字五庵ノ下 11林班い1小班 外27箇所
樹種・林齢	アカマツ・スギ 44~56年生	スギ 18~55年生
面積	48ha	16ha
Haあたり材積	192~372m3	52~340m3
伐採率	23~33%	25~33%
間伐材積	3,515m3	1,056m3
生産予定数量	1,284m3	833m3

有林約48ha、3,515m3、1,284m3、民有林約16ha、1,056m3、

833m<sup>3</sup> となり、伐採率30%前後で、国有林は列状間伐、民有林は森林所有者の意向により定性間伐で実施することになりました。



図-1 航空写真



図-2 民有林の林況

区域の東側に当たる上流部が国有林、西側が民有林となっています。

国有林では、間伐対象林分の収穫調査のあと、事業計画の作成、積算・発注の手続きを経て、間伐の実施となります。一方民有林では、森林所有者ごとの数量把握などの準備を整えて間伐に着手しました。なお民有林・国有林とも上北森林組合が間伐を実施しました。

作業仕組みについては、チェーンソー伐倒、フォワーダ運搬、プロセッサによる造材を基本とし1セット4名で実施しました。(後に2セット8名で実施。)

作業路の作設については、既設の作業路や土場を利用することを基本とし、民有林・国有林の間伐材を効率的に搬出できるよう計画しました。新たに作業路を作設する箇所については、「低コスト路網の考え方」(平成19年7月東北森林管理局販売課)をもとに、現地資材を活用した低コスト作業路を参考に計画しました。搬出系統図は図3のとおりです。

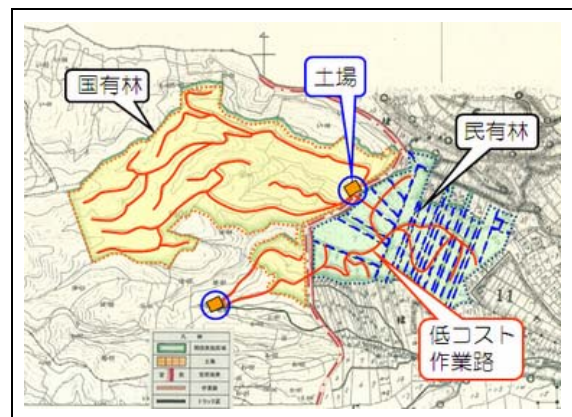


図-3 搬出系統

#### 4 取組みの結果と考察

以上の結果や今後の課題などについてまとめると以下のとおりです。

##### (1) 森林所有者への対応

- ・初回の事業説明で間伐に同意してくれた森林所有者が多く、間伐の必要性については理解されているが、自己負担がなく収益があれば間伐を実施したいという森林所有者が多く、伐出コストを抑え、収益をあげることが必要。
- ・小面積の民有林を団地化・集約化することは、事業の効率化を図るためには必須であり、さらに国有林と連携することにより、一層の効率化を図ることが可能。
- ・今回の民有林は、林地が櫛の歯状に細長く配置されており、列状間伐にすると皆伐

状態になってしまう恐れがあったため定性間伐を導入したが、効率的な間伐を実施するため列状間伐の導入も検討。

(2) 作業仕組みと販売

- ・既存の作業路を利用し新設距離を少なくすることで事業コストを下げる事が可能。
- ・平成22年2月現在、民有林材の販売結果が出ていないが、集約化や大ロットでの販売単価などの取組み結果の検証が必要。

(3) 民国連携

- ・民国連携による施業を進めるには、森林調査簿や図面など森林に関する情報を整備・共有することが必要。
- ・ロットを大きくするためには、民有林・国有林で採材方法、丸太の数量把握の方法、作業期間などを調整することが必要。
- ・山元土場や作業路などの施設を民有林・国有林でスムーズに共同利用するために、確認書、協定締結などの取り決めに整理することが必要。

表-4 取組みの経過

平成21年	9月	民国連携による有利販売の提案 間伐候補地の決定
	12月	「間伐材販売連携研究会」立ち上げ(第1回研究会)
平成22年	1月	第2回研究会
	3月	森林所有者への説明 現地調査開始
	6月	第3回研究会
	7月	第4回研究会(現地検討会)
	10月	国有林伐採着手
平成23年	1月	民有林伐採着手
	1月	第5回研究会(進捗状況報告)
	3月以降	民有林材の販売と取組の検証

5 おわりに

今回の民国連携による間伐材の有利販売の取組みは、初めてのまきにトライアルとして、関係者のご協力により取り組むことができました。民有林・国有林を含めた地域の間伐を推進することが課題であり、今後この経験を活かして取組みたいと考えています。

また今回は、販売結果までは出ていないため、今後取組みの結果について県内の各森林組合や青森県にも紹介し、より一層の民有林の間伐を推進できればと考えています。

